

## 村山市浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進することにより、生活雑排水による市内の公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽転換事業を行う者に対し、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲み取り便槽 し尿を貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取る方式の便槽を含む。）をいう。
- (4) 浄化槽転換事業 既存の住宅の改良により、既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）を廃止し、合併処理浄化槽を設置する事業をいう。
- (5) 個人設置型浄化槽転換事業 個人等が市の補助を受けて行う浄化槽転換事業をいう。
- (6) 浄化槽工事費の額 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽の設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

### (補助対象地域)

第2条の2 この補助金の交付対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の2第3第1項に基づき策定された事業計画において定められた予定処理区域（以下「予定処理区域」という。）以外の区域を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、予定処理区域内であっても、地形上の問題等で公共下水道等の整備が困難と市長が判断する場合は、その地域を交付対象とする。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 前条に規定する地域において、浄化槽転換事業を行う者
- (2) 補助金申請年度の2月末日まで、実績報告書を提出できる者
- (3) 市税等に滞納がない者
- (4) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検し又は今後も受検する者

(交付の対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事は、前条に規定する者が行う個人設置型浄化槽転換事業とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の区分ごとに補助金算定額の欄に掲げるいずれか少ない額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に50千円を加算した額とする。ただし、浄化槽工事費の額から村山市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第7条第1項に基づく算定額を控除した額を上限額とする。

区 分	補助金算定額
5人槽	浄化槽工事費の額から414千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は160千円
6人から7人槽	浄化槽工事費の額から474千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は200千円
8人から10人槽	浄化槽工事費の額から660千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は200千円
11人から20人槽	浄化槽工事費の額から1,002千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は200千円
21人から30人槽	浄化槽工事費の額から1,545千円を控除した額に3分の1を乗じて得た額又は200千円

31 人から 50 人槽	浄化槽工事費の額から 2,129 千円を控除した額に 3 分の 1 を乗じて得た額又は 200 千円
51 人槽以上	浄化槽工事費の額から 2,429 千円を控除した額に 3 分の 1 を乗じて得た額又は 200 千円

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に、次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 着工前の現状写真（浄化槽維持管理契約書、汲取り料金の領収書等、転換を証明できるものであれば代用可とする。）

(2) 市税等納付状況確認同意書

(3) その他、市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する添付書類のうち、村山市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第 8 条の規定による補助金交付申請を同時に行う場合は、重複する書類を省略することができる。

(補助金の交付の除外要件)

第 7 条 市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(3) 法人でその役員のうち前 2 号のいずれかに該当する者のあるもの

(申請内容の変更等)

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後に申請内容を変更するとき又は申請を取り下げるときは、変更（取下げ）承認申請書（別記様式第 2 号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を交付対象者に

通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、事業が完了したときは、すみやかに実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽工事費の額に係る精算書
- (2) 浄化槽工事の施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に規定する添付書類のうち、村山市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第12条の規定による実績報告を同時に行う場合は、重複する書類を省略することができる。

(完成検査)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、規則第15条第1項の規定により当該事業の完成検査を行うものとする。

2 村山市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱第13条の規定による完成検査を行う場合は、これを前項の完成検査とみなすことができるものとする。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者は、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日以降の交付申請分に適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以降の交付申請分に適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。